

市民参画・協働推進の取組

1 取組の趣旨

- ・ 平成12年4月「地方分権一括法」の施行により、地域住民に最も身近な地方公共団体に国の権限委譲が進められ、行政の自立性及び自主性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の実現が求められています。
- ・ その地方分権型社会の実現のためには、行政情報の公開と共有を進めるとともに、地域住民の行政への参画・協働により、政策立案の段階から、信頼と責任あるパートナーシップを構築することが必要です。
- ・ ここに、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を目指す芦屋市は、市民が望む住みよいまちづくりを進めていくために、市民と行政がそれぞれの役割を明らかにし、ともに集い、ともに語り、ともに考え、そしてともに行動する参画と協働の仕組みづくり（市民参画・協働のプログラム）を、「市民参画・協働の取組」として明らかにすることが必要です。

2 取組の経過

- ・ 芦屋市においては、平成12年度策定の『第3次芦屋市総合計画』で「市民と行政が一体となって、参画・協働によるまちづくり、仕組みづくりを進めていくことが重要」（将来像）であり、「事業者、NPO（民間非営利組織）等と行政がそれぞれの役割を担いながら、責任を持ち、協働して取り組むことが求められている」（基本理念）として、市政の根幹として、市民参画・協働による市政の推進を規定しています。
- ・ 第3次総合計画の策定後の取組として、公募による市民委員の参画による計画づくりを進め、13年度都市計画審議会市民委員参画、平成14年度第2次男女共同参画行動計画素案づくり、平成15年度ワークショップ「庭園都市宣言」起草文作成など、重要な施策決定に対して市民の積極的な参画・協働の推進を実施しています。
- ・ さらには、平成15年10月「芦屋市情報公開条例」施行、平成16年7月「芦屋市附属機関等の設置等に関する指針」施行等に基づき、行政情報の公開、市民委員の公募、会議の公開等を規定しました。
- ・ なお、兵庫県では、平成15年4月に「県民の参画と協働の推進に関する条例」が施行されており、阪神間各市においても、市民参画の条例化、意見

手続制度（パブリックコメント制度）の導入，市民活動拠点の設置等の取組が進められています。

3 市民参画・協働の進め方

- ・ 地域住民の意思が最大限に行政に反映されるように，より多くの市民の参加を促すため，情報の共有や人と人との交流によるネットワーク化の推進，学習活動や組織運営への支援が必要です。
- ・ また，より自主的な地域づくり活動を促進するため，市民と行政が互いの立場を理解してまちづくりを行う「協働のルールづくり」が必要です。
- ・ さらには，事業の明確化や効果的な手法の活用，市職員の資質の向上，そして市民活動団体やNPOなどとの連携・協力を強化して，協働の地域づくりを推進することが必要です。

(1) 「市民参画・協働推進の取組」について

平成16年度施政方針において，市政の重要な施策として市民参画・協働の推進を明確にしており，取り組む内容を「具体的な取組方法」として明らかにします。

(2) 庁内会議の設置

より積極的な参画・協働の展開を促進するために，庁内組織（総務課長会など）を活用し，調整を図っていきます。

(3) アドバイザー委員の設置

学識経験者等十分な専門意見のもと，参画・協働の取組を進めます。

4 具体的な取組方法

(1) 市民活動団体基礎調査の実施

- ・ 取組時期 平成16年10月～17年3月
- ・ 取組内容 市民活動団体の実態や協働事業へのニーズ等を把握し，今後の市民協働推進の基礎資料とする。

(2) 「市民参画・協働推進の指針」の策定

- ・ 取組時期 平成16年10月～平成17年3月
- ・ 取組内容 学識経験者，市民活動団体，公募市民，市職員による（仮称）「市民参画・協働推進の指針検討会議」を設置し，行政と市民の役割，市民との連携・協力のルールづくりを行う。電子メールによる意見参加も試みる。

(3) 活動拠点の設置の検討

- ・取組時期 平成17年度～
- ・取組内容 市民活動の支援・交流・活動・情報等の総合拠点を設置し、市民活動支援のため、啓発・相談・情報収集・情報発信・ネットワーク支援等を行う。

(4) シンポジウム，フォーラムの実施

- ・取組時期 平成17年度～
- ・取組内容 まちづくりの推進の過程に起きる様々な地域課題の解決に向けて、情報提供、市民と行政の意見交換の場を設ける。

(5) パブリックコメント制度導入の検討

- ・取組時期 平成17年度～
- ・取組内容 政策立案等重要な施策の策定、制定、改定の際に、市民からの意見を募る手続きを制度化する。

(6) 仮称市民参画条例の制定の検討

- ・取組時期 当面、市民参画取組のなかで検討する。
- ・取組内容 住民自治のあり方を検討し、地方公共団体と住民の関係を再構築することを目指す。